淀川水系流域委員会
第 24 回琵琶湖部会（H15.7.18）
参考資料　２

【第 23 回委員会（H15.7.12）配布資料】

テーマ別部会の状況報告

＜目次＞

Ⅰ　環境・利用部会 1
Ⅱ　治水部会 4
Ⅲ　利水部会 8
Ⅳ　住民参加部会 11

Ｉ　環境・利用部会

環境・利用部会の説明資料に関する意見（状況報告）

１．基本的な考え方について（第２稿から原案に向けて）

○ 環境･利用に関して、今後 30 年を見とおした具体的な目標を掲げ、どのような手法・手段で、整備を進めていくかの具体的な内容を示した基本的な考え方（マスタープラン）を作成することが必要である。第２稿では、こういった点についての記述がなく、単に、当面実施する計画に重点が置かれ、今後淀川水系をどのような姿にしていくのか、どのような手法とスケジュールで、行おうとしているのかが見えてこない。

○ しかし、具体的なマスタープランを策定するには、さらに詳細な検討が必要であるが、流域委員会も河川管理者も早急には答えを出すのは難しいので、今後の目標は、委員会のみならず、専門家、住民、自治体等を含めた議論を経て、設定すべきものと考えられる。そのための具体的なステップやプロセス（専門家、住民を交えた議論の場の立ち上げ、等）に関して説明資料に何らかの形で追加の説明が必要である。

○ 当面、説明資料の３．河川整備の基本的な考え方（第２稿はむしろ計画の「背景」の記述に終始している）と、４．２河川環境の冒頭に何らかの記述を要請したい。

○ 自然環境の保全・回復のためには、具体的な目標とスケジュールを含む保全・回復の計画と地域指定が重要と考えられる。地域指定の考え方としては、「回復のための地域指定」「保全のための地域指定」「利用制限のための地域指定」が挙げられ、それをもとに自然の保全・回復を図っていくべきと考えられる。詳細については今後部会で検討を行い、それらを踏まえ、説明資料の中にそのためのステップを位置づけていただきたい。

○　提言では、「ダムは自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考え得るすべての実行可能な代替案の検討のもとで・・・」としている。幅広い代替案の実行可能性とダム建設のマイナスの影響について十分な検討をしていただき、安易に「生物の生息･生育環境の保全･再生のためにはダムの建設が必要である」ととられかねない様にしていただきたい。

２．各分野の整備方針について

「4.1.2　対象期間」において、対象期間を 20～30 年間とすることが述べられているが、説明資料の内容は、今後の 30 年を見通したものとはいい難い。こういった点を明確にするためにも、マスタープランの作成が必要と考えられ、マスタープランの作成について触れる必要がある。

各整備方針、整備内容については、早急に結論を出す必要性がある「実施」と書かれた事業について、その妥当性、内容、留意点等を、また「検討」と書かれた項目については、その方向性、検討のプロセス、今後の課題等検討を行なっていく。以下に現時点での部会意見を紹介する。

（1）自然環境

・ 自然環境の保全・回復を図るには、対策をピンポイントで考えるのではなく、縦方向も視野に入れた連続性のある面的な広がりなどで全体として考えるべき。
・ 直轄部分だけではなく、支川も含めて面的な視点で生態系の保全を考えるべき。
・ 地域に応じた保全・回復策を検討すべき。
・ 地下水、外来種対策など、説明資料第２稿では検討が不十分なものについては、今後、言及すべき「検討」事項が現在、わかっていないものも多い。どのように検討するのか、そのプロセスを明確にすべき。
・ ダムについては環境のマイナス面も考慮すべき。
・ 景観については、昔の河川のような曲線的な部分も考慮すべき。ただし、治水面も考慮する必要がある。

（2）水質・水位・水量

・ 水域水質は水量によって大きく左右される。河川環境維持用水量のあり方を含め、流域全体の水質・水位・水量・生態系の統合的な管理をする基本的な考え方とシステムの具体化について言及すべき。
・ 琵琶湖から大阪湾への流出部に至る流域全体を視野に入れた流出量、汚濁物負荷量などへの対応の基本的な構想を立案すべき。
・ 湖沼・ダム・河川など地域ごとのきめ細かい水質改善技術、水質管理手法について幅広い検討をすべき。
・ 琵琶湖について、既に滋賀県でとり組まれている水質改善事業と併せ、河川管理者としての総合的な水質改善の取り組みを明確にすべき。
・ 流域水質の十分なモニタリングによる有害有毒物質の管理・監視・通報システムの構築を検討する必要がある。

（3）利用

・ 河川空間の利用については、特に、長期のマスタープランを作成・提示し、議論と合意を得て、マスタープランの方向にそって進めていくことが大切である。
・ 水面の利用に関して、提言では、推進すべき利用と規制すべき利用を峻別すると述べているが、説明資料では水面利用に関しては規制すべきものの記述はあるが、推進すべきものが記

載されていない。マスタープランの作成も含め追加検討をして頂きたい。規制の際には生態学的な面も考慮して行うべきである。

- 河川敷の利用については、河川敷の将来の在り方を示すマスタープランを作成し、このマスタープランに基づいて、グランド等を堤内地に戻すためステップを示していく必要がある。
- 漁業については、琵琶湖などの内水面漁業と河川で行われる漁業とは、根本的に異なった扱いになっており、こういった点についても検討・考慮した内容として頂きたい。
- 関連施策として述べられている、「4.8.1　淀川河川公園」についても、マスタープランが必要と考えられる。「淀川河川公園基本計画改訂委員会（仮称）」は、改訂にあたって、提言を十分考慮したマスタープランを作り、それを実行していくものでなければならない。

３．委員会の進め方についての一提案

河川全般に亘り、部会横断的な課題（上流から下流まで含めた水位の問題、琵琶湖の水質改善、流域・支川を含めた生態系・水質保全対策等）の検討については、環境・治水・利水などのテーマ別部会と地域別部会とが連携を取りながら進めていく必要がある。場合によっては、説明資料に記載されている内容に関して、その個々のテーマを検討する場（例えば、委員会提言作成時にあった「水位検討 WG」といった専門委員会的なもの等）を委員会に設け、部会横断的に検討していく必要がある。

Ⅱ　治水部会

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第２稿)」に対する治水部会意見書

淀川水系流域委員会提言(030117 版)（以下、提言）では、治水について、河川や地域ごとに社会的重要度に応じた規模の洪水による災害の発生防止を目的として進められてきたこれまでの河川整備を、「超過洪水・自然環境を考慮した治水」、「地域特性に応じた治水安全度の確保」を目的としたものに転換する必要があるとしている(P3-5)。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第２稿)（以下、説明資料）の治水の「基本的な考え方」は上記の提言に概ね沿ったものとなっており、高く評価されるといえるが、「河川整備の方針」あるいは「具体的な整備内容」については、提言と乖離した部分や説得性に欠ける部分も多い。

以下は、治水部会での検討をもとに、中間意見書としてまとめたものである。

１「河川整備の基本的な考え方」について

(1)　治水についての基本的な考え方として、「洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る」と記述している(説明資料 P17)。

一方、提言では、新たな治水計画では、「超過洪水・自然環境を考慮した治水」、「地域特性に応じた治水安全度の確保」を目的とする必要があると記述しており(P3-5)、説明資料には「自然環境を考慮する」との視点が欠落しているように見える。説明資料にも「河川環境の保全・再生を図る」との記述があるものの(P17)、提言では「治水を目的とした場合でも自然環境への影響を極力回避する河川整備としなければならない」(P3-5)としており、自然環境への考慮をより強く求めている。

すなわち、説明資料では自然環境と治水を別々に取り扱っているように見えるが、提言が示すように、自然環境をベースにして治水を考えることが強く望まれる。

(2)　淀川水系の瀬田川・宇治川、桂川、木津川、猪名川という４つの河川に共通する課題として、「いかにして狭窄部上下流の治水安全度を向上させるか」と記述している(説明資料 P16)。

一方、提言では「地域特性に応じた治水安全度」(P3-5)と記述しており、地域により必ずしも同じ安全度を目標とする必要はないとしている。狭窄部の上下流についても同様であって、人口・資産が集中する下流部と同じ安全度を上流部にも求めることは現実には困難であり、上下流部の治水安全度にある程度の格差を認めざるを得ない。

したがって、「上下流の治水安全度を向上させる」という基本的な考え方のなかに、「地域特性」という観点を盛り込むべきであり、上流部の治水安全度の確保には流域対応をより重視せざるを得ないと思われる。

2「河川整備の方針」について

(1)　説明資料では、河川整備計画の対象範囲を(国土交通)大臣管理区間(「指定区間外区間」という表現は一般にはなじみが薄く、適切ではない)とするとともに(P18)、計画策定上必要となる大臣管理区間外の区間・流域についても言及し、沿岸海域への影響も視野に入れるとしているが、少なくとも治水については、全水系・流域を視野に入れ、上下流域で整合性のとれた治水安全度を確保することが望まれる。

(2)　説明資料では、土砂の問題を環境面からのみ捉え、土砂移動の連続性を確保する方策を総合的に検討するとしているが(P20)、土砂の移動あるいは河床変動の多くは洪水時に発生することを考慮すると、治水面からの検討も不可欠である。

(3)　治水・防災についての説明資料の記述(P21-23)には、項目の分類および記述内容に不備が目立つ。一例として、洪水への対応の分類を示すので、参考にされたい。

1　河川対応

(1)　河道の疎通能の拡大：1)河積の拡大(築堤・引堤・河床掘削)　2)障害物の除去　3)その他

(2)　河川流量の制御：1)ダム　2)遊水池　3)霞堤　4)その他

(3)　河川流の制御(河道形状)：1)横断整形(流れ場)　2)縦断整形(流速)　3)平面整形(円滑化・ショートカット・放水路)　4)その他

(4)　土砂管理：1)河道での土砂移動の制御　2)砂利採取　3)その他

(5)　水防活動(危機回避)

2　流域対応

(1)　雨水流出の制御：1)地表面貯留　2)地下貯留　3)その他

(2)　氾濫の制御：1)氾濫箇所の制御　2)氾濫水の制御　3)その他

(3)　被害ポテンシャルの低減：1)建物の耐水化　2)土地利用の規制・誘導　3)その他

(4)　土砂管理：1)土砂生産制御　2)土砂流出の制御　3)その他

(5)　警戒・避難活動(平常期の備えと警戒・発災・復旧期の行動)：1)防災機関(組織)の活動　2)住民(個人)の活動

(4)　説明資料では、破堤による被害の回避を究極的な目的として、流域対応と河川対応を取り上げている(P21)。このこと自体は提言と一致しているが、流域対応の内容には分類を含めてさらに検討すべき事項が多い。

また、河川対応では堤防強化対策を重視し、具体策として高規格堤防と堤防補強を取り上げている(P22)。しかし、高規格堤防には事業推進に多くの困難が伴うと予想されるうえ、堤防材料の入手や環境面に問題があり、短期的には多くを期待できない。したがって、堤防補強への期待が大きく、その成否がこれからの治水を支配するといっても過言ではない。

しかしながら、堤防補強については技術面にも未解決の問題が多く、自然環境にできるだけ影響を及ぼさない補強技術の確立が切望される。

(5)　説明資料では、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標として狭窄部上流における対策を検討するとしているが(P22)、例えば猪名川の多田地区では過去に超大規模降雨による洪水の実績があり、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」という目標を達成することはきわめて困難である。
したがって、このような場合には浸水被害の規模をある限度内に押えることを目標にせざるを得ない可能性があり、さらなる検討が望まれる。

(6)　高潮対策で取り上げられている陸閘(P23)については、いかに多くの困難が伴うとはいえ、交通量の多い大都会にいまだに存在すること自体が不思議といえ、早期の解決が望まれる。

(7)　河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等の手段として緊急用河川敷道路及び船着場の整備が行われてきているが(P23)、緊急時の舟運による輸送を有効とするには淀川大堰閘門の設置は不可欠であり、真剣な検討が望まれる。

(8)　津波の遡上高は河口部の河川の形状に支配される。河口部の河川の形状については、説明資料および提言のいずれでも触れられていないが、南海地震あるいは東南海地震の発生が問題視される状況から、早急に河口形状の検討を開始することが望まれる。

(9)　説明資料では、ダム計画について、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」としているが(P27)、提言ではさらに「住民組織などを含む住民の社会的合意」(P4-18)を必要としており、説明資料はきわめて重要な社会的合意の視点を欠落させるという基本的欠陥がある。

(10)　説明資料では、既設ダムについて、ダム湖の水質保全対策に継続的に取り組み、魚類等の遡上や降下が容易に出来る方策を検討すると記述しているが(P27)、これまでの成果あるいは現在の技術面から抜本的な対策が早期に確立されるとは期待できない。
したがって、検討方法そのものを抜本的に変革する必要があり、ダム湖への流入水をそのまま放流する新技術等についても検討を開始することが望まれる。

(11)　「関係省庁、自治体等と連携が必要な事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題については、淀川水系流域委員会に報告するとともに、広く一般に公開して、住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する」と記述している(説明資料 P18)。

一方、提言では、「河川管理者は水利権者、府県、市町村のほか、・・等の関係省庁と進んで協議し、これら関係機関がもつ長期、中期計画を河川整備計画に適合するように調整することが必要である。とくに、多くの関係機関との連携が必要となる問題については、関係行政機関等に働きかけたうえで、推進による具体案を計画のなかに提示すべきである」と記し(P4-19)、河川管理者としての積極的な対応と具体案の提示が不可欠であることを強調している。

したがって、河川整備計画においては、「方向を明示して、積極的な検討を進めることをより明確に記載する」ことが強く望まれる。

3「具体的な整備内容」について

説明資料に示された具体的な整備内容については現在検討中であり、とくに「実施」あるいは「検討・見直し」の妥当性については早急に部会としての意見をとりまとめる予定である。

III　利水部会

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料」に関する利水部会からの中間意見書案

全体的に説明資料・整備内容シートの内容が少なく、調整・検討項目が多いとの印象がある。それには現行法のもとで河川管理者が整備計画に盛り込む内容に限界があるからであろうか。以下、利水部会での検討をもとに、中間的な意味あいで意見をまとめてみた。

１．利水に関する基本的な考え方に提言のスタンスをもっと明確に打ち出してほしい。

河川管理者は従前から流水管理を担ってきており、供給管理として渇水時の渇水調整をリードしてきている。一方、水需給バランスをはかる水資源開発計画（フルプラン）は水資源開発促進法をベースに進められてきている。そこには都道府県の水需要予測の積み重ねをもとに長期水需給計画が策定されてきており、その内容の検討がなされているものの、社会経済状況の推移から見て往々にして必要以上の水資源開発を進める計画になっているのではとの指摘がある。

河川法の改正でも水需給計画について河川管理者が踏み込める内容には制約があるものの国土交通省が主体的に「水需要を管理、抑制する」という提言の考え方、やり方に転換する基本的スタンスをもって整備計画の内容を打ち出すことが望まれる。

２．利水に関する整備方針については適確な水需要予測と水需要の抑制・制御の具体化をフレームワークに。

１）水需要の精査確認は適確な水需要予測とあわせ水需要管理の第１の内容となるので早急に。

水需要管理にあっては精度の高い水需要予測と水資源開発事業の必要性についての厳格なチェックが必要である。国土交通省が主体的に利水の現状把握・精査確認を行うとともに、人口動態、節水意識の高揚などをふまえ、自ら精度の高い水需要予測手法を検討し、自ら適確な予測を行うことが必要では。

そのためにも従前の水需要予測の乖離の分析、利水者の水需要実態、新規需要計画などを早急に精査確認することが望まれる。利水にあっては利水者の事業戦略、地域戦略とともに経済・経営的側面があるので、水源施設の財産権、財政状況などについても可能な限り精査されたい。

２）水需要の抑制・制御の具体化を

水需要管理の第2の内容は、水需要を抑制・制御する方法の具体化や実施ということであり、水需要管理の核心となる方策である。

利水の整備方針にあがっている各項目について、(1) 水需要の精査確認については 1) で述べたので、(2) 以降の項目について現時点では下記のような意見を付すにとどめる。

(2)水利権の見直しと用途間転用

・用途間転用は既設ダムの操作管理等とともに水配分というフレームワークの項目か

・水利権見直しと精査確認は別ものでは

(3)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

・ダム等の放流操作と同時に淀川大堰の基準流量の管理も

・貯水位管理と弾力的運用の可能性は

・未利用水量あるいは容量があるとすればその有効活用を

・既設ダムと計画・工事中ダムとの容量再編成については水需要の精査確認のうえ検討か

(4)水需要の抑制

・節水、雨水利用、水の再利用の具体化への取り組みは

(5)渇水への対応

・水供給力の実力低下、利水安全度の低下、利水者のアンバランスの存在とは。もう少し説明を

・渇水調整において現行方式と提案方式の比較検討は。先行・後行利水者の投資努力とは。その反映の問題点は

なお、水需要の抑制・制御の具体化にあっては、上記項目に加えて、森林の保全・育成、地下水の利用、都市政策も検討に値するのでは。

３．具体的な整備内容については今後に

いくつかの質問事項とそれに対する追加的説明を聞くことを含め、今後とも検討させていただき部会としての意見をまとめていきたい。

ただ、5．4（4）にある渇水対策会議の改組組織（水需要管理協議会的なものか）については

・現行の渇水対策会議の構成メンバー、河川管理者の役割、協議事項は

・日常的にも水需要管理を進めるには、利水に関連する諸量の一元管理と協議会構成メンバーがお互い情報・認識共有することによって水需要抑制のインセンティブが働くか

・新たな協議会の構成メンバーには利水者、関係自治体、関係省庁、河川管理者に加え、学識者や住民、住民団体の代表も参加するのが望ましいのでは

４．その他として

・環境流量については概念的なものであり、これら水需要の抑制・制御の結果として取水量が抑制され、その分河川に水が戻ると考える

・利水部会内では利水安全度の議論が足りないので少しつめる

・また水供給力の実力低下や地球温暖化による気温上昇やそれにともなう降雪量の低下、早い融雪流出、さらには降水変動への対応、弾力的管理での対応、といったことについても少し議論をしていきたい

最後に、水需要の抑制・制御の具体化イメージを節水項目以下、都市政策までを河川管理者として可能な施策、他の主体への働きかけといった形で例示してみた。参考までに。

項目	河川管理者として可能な施策（例）	他の主体への働きかけ(例)
節水	・様々な節水技術とその効果についての精査確認と実施に向けた検討 ・広報活動の実施	・ 水需要管理協議会（渇水調整協議会の改組組織）での活動・検討項目として記載？ ・ 自治体との連携
雨水利用	・公共建築物への働きかけ（河川管理者として何が可能か）	・水需要管理協議会（渇水調整協議会の改組組織）での活動・検討項目として記載？ ・建築基準等との連携の模索
水の再利用	・大規模ユーザーへの働きかけ（河川管理者として何が可能か）	・水需要管理協議会（渇水調整協議会の改組組織）での活動・検討項
森林の保全・育成	・水源涵養に関する検討（森林の質的変化と水源涵養効果、河川流況とのかかわり） ・水源涵養林等の施策への河川管理者のかかわり	・水需要管理協議会（渇水調整協議会の改組組織）での活動・検討項目として記載？
地下水の利用	・地下水も含めて流域全体の水循環の実態調査とモデルの構築 ・地下水の涵養量及び許容揚水量の把握、利水面での地下水利用可能性の検討	
都市政策		・都市計画との連携

Ⅳ　住民参加部会

（１）説明資料に関する検討の経緯

2/24：第1回住民参加部会

説明資料（第１稿）に沿って、計画策定・推進、河川環境、治水・防災、利水、利用、ダムの５分野に分けて、各委員から意見募集を行い、検討を進めることとなった。

2/25～：説明資料（第１稿）についての意見募集

3/27：第2回住民参加部会

各委員から寄せられた意見を元に、主に説明資料（第１稿）の計画策定・推進部分の論点について意見交換を行った。

3/28～：引き続き説明資料（第１稿）についての意見募集

4/11：第3回住民参加部会

各委員から寄せられた意見を元に、主に説明資料（第１稿）の河川環境、治水・防災、利水、利用、ダムの論点について意見交換を行った。

4/12～：引き続き説明資料（第１稿）についての意見募集

（4/18：第4回住民参加部会）

住民意見の聴取・反映に関する提言についての議論を優先したため、説明資料（第１稿）については、意見交換を行っていない。

5/27：第5回住民参加部会

これまでの部会および他部会での意見交換内容や各委員から寄せられた意見を元に、主に説明資料（第１稿）の河川環境、治水・防災、利水、利用、ダムについて意見交換を行った。

5/27～6/4：引き続き説明資料（第１稿）についての意見募集

6/9～12：部会議論とりまとめ（案）についての意見募集

7/ 4：第１回住民参加部会検討会

説明資料（第１稿）に対して、住民参加に関する意見は数多く出されており、今後は検討の角度を変え絞り込んで検討を行う旨の部会長の提案をもとに、理念班、実践班、展開班の３班（資料１参照）を設立し、班別に説明資料（第２稿）の検討を行うこととなった。

（２）今後の予定

～8/17：検討班別に検討を行い、班のとりまとめを作成

8/18～20：第２回住民参加部会検討会にて、各班のとりまとめを元に部会とりまとめについて議論

8/28：第６回住民参加部会にて、部会とりまとめについて議論

（3）説明資料（第１稿）への部会での主な意見

第22回委員会（6/20開催）までに議論を重ね、説明資料（第１稿）に対して、主に下記の意見・提案が出された。引き続き、視点を変えて説明資料（第２稿）に関する議論を行う。

1）計画策定・推進

＜全般＞

・住民参加を実現するために必要な人材の育成について検討する旨を記述すべきである。（必要な人材のイメージの具体化、どのような人を対象とするのか等の検討）
・上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方について検討する旨を記述すべきである。（河川レンジャーの活動として位置づけるか、協議会の場等を活用するのか）
・各協議会等で求められる住民意見や質問を、一括して収集・整理する窓口が必要
・住民意見を反映したかどうかを、住民に返答する必要がある。
・住民参加のチャンネルとして複数のものを用意し、住民が選べるようにして欲しい。
・河川毎に委員会等を作り、各地域の検討を行うべきである。

＜河川レンジャーについて＞

・河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にし、その目標を理解した人材の育成について検討する旨を記述すべきである。その目標にあった人材を河川レンジャーとして選定すべきである。（上記案を部会意見とするか、河川・環境教育の目標のイメージは？河川レンジャーの役割を限定するか等）
・河川レンジャーは、名称・あり方・役割を検討する組織を作るべき。（名称についての部会としての考え方の整理）
・整備計画の推進にあたっては、河川レンジャーの活動拠点について、他の地域に密着した拠点も候補にいれ、地域の特性にあわせて検討して頂きたい。

＜協議会について＞

・協議会で行うべき内容やあり方、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを設定すべき。（住民参加の観点から見た協議会等のあり方、構成、意思決定方法等のイメージは）
・協議会では、どのように住民の声を持続的に聞き、それを反映させるかも協議すべき。
・住民が誰でも参加できる地域フォーラム等を協議会と併設すべき。

2）環境

＜環境全般＞

・モニタリングには、継続的に住民が参加する仕組みを検討すべき。
・項目ごとの縦割りでない参加の仕組みを検討すべき。
・住民が環境保全に貢献しているという実感を持ちながら、参画できる切り口を考えるべき。（具体的な内容は）

・河川管理者だけでは達成できない目標については、流域全体を統合的にマネジメントできるように、各官庁や企業で共同体（コンソーシアム）を作ることを検討すべき。

＜河川形状＞

・具体的な整備内容シート　環境－12　野洲川の河川形状の改善整備について、住民参加など提言の理念が十分に反映されていないので、もう少し詳細を記述すべき。

＜水質＞

・水質管理協議会にて行うべきこととして、「5）自治体間等での連携を進めるため、どういう施策を行うべきかを検討する」を追記してはどうか。
（部会としての意見とするか、自治体間等での連携のための施策とは）
・水質管理協議会は流域委員会との連携をはかるシステムが必要。
・水質管理協議会をもっと具体化すべき。

3）治水・防災

・治水に関しても、検討した代替案を記述していただきたい。住民は、代替案があった方が意見を言いやすい。
・住民が河川の危険性を認識しなくなってしまったことに対する反省を記述すべき。
・ハザードマップについても直轄区間だけでなく、直轄以外の区間の周辺住民への周知を徹底するように自治体などに働きかけるべき。
・インターネットに加えて、古くから住民が行ってきた情報伝達の方法についても、取り入れて欲しい。

4）利水

＜水需要の精査確認＞

・住民と行政・自治体との間で、徹底的に議論できる仕組みを作るべき。（具体的な仕組みは？）

＜水需要の抑制＞

・蛇口の向こうにあるのは水道局でなく川であり、自分達が流した水も川に行くことを住民に意識させ、渇水対策や水需要の抑制に参加させる取り組みが重要

＜渇水への対応＞

・「渇水対策会議」の改組について、より具体的なイメージで出していただきたい。
・学識経験者や住民団体を交えた「水利用の適正化に関する検討会」を開くことを提案する。

5）利用

＜河川利用委員会などの組織について＞

・様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにす

べき。
・水面利用協議会に、どのような住民参加が行われるかを記述すべき。

＜河川敷＞
・河川利用委員会が、意見を聞く際には、自然保護団体の意見も聞くべき。
・河川利用委員会の主旨、実体を明確にし、充実させるべき。

6）ダム
・住民が納得できるように、ダムの目的、必要性で十分に説明すべき。
・ダムの見直しについては、河川管理者だけでなく、住民も一緒に見直す必要がある。
・住民参加は、行政組織の中で十分に評価されていない。目に見えない苦労を評価する行政システムを検討すべき。